

日常生活用具一覧

種目	限度額	障害及び程度・その他の条件	性能	耐用年数
特殊寝台	154,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上であって学齢児以上の者 寝たきりの状態にある難病患者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8
特殊マット	19,600円	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者。児は2級以上）であって3歳以上の者 寝たきりの状態にある難病患者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5
特殊尿器	67,000円	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る）であって学齢児以上の者 自力で排尿できない難病患者	尿が自動的に吸引されるものであって、在宅障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5
入浴担架	82,400円	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る）であって3歳以上の者	在宅障害者等を担架に乗せ、たままリフト装置により入浴させるもの	5
体位変換器	15,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換に当たって、家族等他人の介助を要する	介護者が在宅障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5

		者に限る) であって 3 歳以上の者		
		寝たきりの状態にある難病患者		
移動用リフト	1 5 9, 0 0 0 円	下肢又は体幹機能障害 2 級以上であって 3 歳以上の者	介護者が重度の在宅障害者等を移動させるのに当たって、容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改修の伴うものを除く)	4
		下肢又は体幹機能に障害がある難病患者		
訓練イス	3 3, 1 0 0 円	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の児童であって原則として 3 歳以上の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする	5
訓練用ベッド	1 5 9, 2 0 0 円	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の児童であって原則として学齢児以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8
		下肢又は体幹機能に障害がある難病患者		
入浴補助具	9 0, 0 0 0 円	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者(3 歳以上の者)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、在宅障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの(ただし、住宅改修を伴うものを除く)	8
		入浴に介助を要する難病患者		
便器	4, 4 5 0 円	下肢又は体幹機能障害 2 級以上であって、原則として学齢児以上の者	在宅障害者等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる)	8
	4, 4 5 0 円 5, 4 0 0 円 (便器に手	常時介護を要する難病患者		

	すりをつけ た場合)			
頭部保護帽	スポンジ及 び革等を主 材料に製作 されたもの 既製品 1 2, 160円 既製品以外 15, 200 円 スポンジ、革 及びプラス チックを主 材料に製作 されたもの 既製品 2 9, 400円 既製品以外 36, 750 円	平衡機能、下肢若しくは体 幹機能障害者又は知的障害 でその程度が重度であっ て、てんかんの発作等によ り頻繁に転倒する者（施設 等に入所する者を含む）	転倒の衝撃から頭部を保護 できるもの	3
T字状・棒状のつ え	木材 2, 2 00円 軽金属 3, 000円	平衡機能又は下肢若しくは 体幹機能障害	歩行時に身体を支え、安定 させることができるもの	2
移動・移乗支援用 具（歩行支援用 具）	60, 000 円	平衡機能又は下肢若しくは 体幹機能に障害を有し、家 庭内の移動において介助を 必要とする者であって、3 歳以上の者	次のような性能を有する手 すり、スロープ等であるこ と（ただし、住宅改修を伴 うものを除く） ア）在宅 障害者等の身体機能の状態	8

		下肢が不自由な難病患者	を充分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ)転倒予防、立ち上がり動作、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする	
特殊便器	1 5 1, 2 0 0 円	上肢障害 2 級以上であつて、学齢児以上の者 上肢機能に障害のある難病患者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの（ただし取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く）	8
火災警報器	1 5, 5 0 0 円	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8
自動消火器	2 8, 7 0 0 円	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8
電磁調理器	4 1, 0 0 0 円	視覚障害 2 級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	6
歩行時間延長信号機用小型送信機	7, 0 0 0 円	視覚障害 2 級以上であつて、原則として学齢児以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	1 0
聴覚障害者用屋内信号機	8 7, 4 0 0 円	聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター目覚時計、	1 0

			屋内信号灯を含む)	
透析液加温器	51,500円	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者であって、3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5
ネブライザー(吸入器)	36,000円	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者又は呼吸機能に障害のある難病患者であって、必要と認められるもの	在宅障害者等が容易に使用し得るもの	5
電気式たん吸引器	標準型 56,400円 24時間持続型 120,000円	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者又は呼吸機能に障害のある難病患者であって、必要と認められるもの(ただし、24時間持続型は、気管切開等により常時介護が必要であると特に市長が認めた者に限る。)	在宅障害者等が容易に使用し得るもの	5
酸素ボンベ運搬車	17,000円	医療保険における在宅酸素療法を行う者	在宅障害者等が容易に使用し得るもの	10
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	60,000円	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者又は人工呼吸器の装着が必要な難病患者であって、必要と認められるもの	在宅障害者等(難病患者を除く。)が容易に使用し得るもの	5
	157,500円		呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者が容易に使用し得るもの	
人工呼吸器の自家発電機(カーインバーター含)	100,000円	在宅で人工呼吸器を装着する呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害	使用している人工呼吸器に接続できるものであって、在宅障害者等又は介助者が	5

む。)又はポータブル電源(蓄電池)		者、難病患者又は医療的ケア児であって、必要と認められるもの	容易に使用し得るもの	
盲人用体温計(音声式)	9,000円	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)であって、学齢児以上の者	視覚障害の在宅障害者等が容易に使用し得るもの	5
盲人用体重計	18,000円	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害の在宅障害者等が容易に使用し得るもの	5
携帯用会話補助装置	98,800円	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者(学齢児以上の者)	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、在宅障害者等が容易に使用し得るもの	5
情報・通信支援用具	各々の標準的な単価	上肢機能障害又は視覚障害	在宅障害者等向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト	
点字ディスプレイ	383,500円	視覚障害2級以上であって、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	6
点字器	標準型 両面書真鍮板製 10,400円	視覚障害者であって、点字器が必要な者	点字を打つためのもので点字板及び定規からなり、点筆も付属品としているもの	7
	両面書プラスチック製 6,600円 携帯用			5

	片面書アル ミニューム 製 7, 200円 片面書プラ スチック製 1, 650円			
点字タイプライ ター	63, 100 円	視覚障害2級以上（本人が 就労若しくは就学している か又は、就労が見込まれる 者に限る）	視覚障害の在宅障害者等が 容易に使用し得るもの	5
視覚障害者用ポ ータブルレコー ダー	録音再生機 89, 800 円 再生専用機 36, 750 円	視覚障害2級以上であっ て、学齢児以上の者	音声又は点字等により操作 ボタンが知覚でき、かつ、 DAISY方式で録音された録 音図書の再生、ページ又は 見出しごとの検索及び DAISY方式等による録音が 可能なもの	6
視覚障害者用活 字文書読み上げ 装置	115, 00 0円	視覚障害2級以上	活字と同一紙面上に掲載さ れた、当該活字をコード化 した情報を読み取り、当該 活字情報を音声により伝え る機能を有するもの	6
視覚障害者用拡 大読書器	198, 00 0円	視覚障害者であって本装置 により文字等を読むこと又 は聞くことが可能になる者	画像入力装置を読みにくい もの（印刷物等）の上に置 くことで、簡単に拡大され た画像（文字等）をモニタ ーに映し出すことができる もの又は当該装置に音声で 読み上げる機能を付加した	8

			もの	
盲人用時計	音声 13,300円 触読 10,300円	視覚障害2級以上。なお音声時計は手指の触覚に障害がある等のため解読式時計の使用が困難な者を原則とする	視覚障害の在宅障害者等が容易に使用し得るもの	10
聴覚障害者用通信装置	71,000円	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる、学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、在宅障害者等が容易に使用できるもの	5
聴覚障害者用情報受信装置	88,900円	聴覚障害児・者のうち、必要と認められる者	映像、字幕及び、手話通訳付き番組並びに災害時の聴覚障害の在宅障害者等向け緊急情報等を受信し、かつ地上波放送に字幕及び手話通訳を合成する機能を有するもの	6
人工喉頭（笛式・電動式）	笛式 5,000円 電動式 70,100円	喉頭摘出者、電動喉頭の対象者は職業上、学校教育上真に必要な者	笛式：呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。電動式：顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	
人工喉頭（埋込型用人工鼻）	HMEカセット・ベースプレート13	喉頭摘出者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用する者	障害者が容易に使用し得るもの	

	8, 6 0 0 円 (6 か月分)		
福祉電話（貸与）		難聴者又は外出困難な重度の身体障害者であって、コミュニケーション、緊急連絡の手段として必要があると認められる者及びファックス貸与者（いずれも原則として所得税非課税世帯でかつ、在宅障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	障害者が容易に使用し得るもの
ファックス（貸与）		聴覚又は音声・言語機能障害２級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡の手段として必要があると認められる者及び電話（難聴者用電話を含む）によるコミュニケーション等の困難な者（いずれも原則として所得税非課税世帯でかつ、在宅障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	障害者が容易に使用し得るもの
視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）		視覚障害者であって、原則として学齢児以上の者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文書を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができる

			もの	
点字図書	年間 6 タイ トル又は 2 4 巻	主に、点字によって情報の 入手をしている視覚障害者	点字により作成された図書	
ストーマ装具・紙 おむつ等（紙おむ つ、洗腸用具、サ ラシ・ガーゼ等衛 生用品）	ストーマ装 具 （蓄便） 1 7, 7 1 6 円 （蓄尿） 2 3, 2 7 8 円 紙おむつ 2 4, 0 0 0 円 （以上 2 か 月分）	ストーマ造設者（身体障害 者手帳を所持しない者で、 ストーマ造設日より 6 ヶ月 を経過しない者を含む。）、 高度の排便機能障害者、脳 原性運動機能障害かつ意思 表示困難者、高度の排尿機 能障害者又は重度の知的障 害、下肢若しくは体幹機能 障害 2 級以上で必要と認め られる者（ただし、ぼうこ う・直腸障害であっても、 3 歳未満の児童には紙おむ つを給付しない。）	ストーマ装具等の在宅障害 者等の排泄管理を支援する 用具や衛生用品であって、 利用者が容易に使用でき、 実用性のあるもの	
収尿器	男子用 普通型 7, 7 0 0 円 簡易型 5, 7 0 0 円 女子用 普通型 8, 5 0 0 円 簡易型 5, 9 0 0 円	脊髄損傷等による排尿障害 により、収尿器を必要とす る者	採尿器と蓄尿袋で構成し、 尿の逆流防止装置をつける もの	
居宅生活動作補 助用具	2 0 0, 0 0 0 円	下肢、体幹機能障害又は乳 幼児以前の非進行性の脳病	在宅障害者等の移動等を円 滑にする用具（手すり、ス	

		変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の身体障害児・者であって障害程度等級３級以上の者（ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障害２級以上の者）	ロープ、洋式便器など）で設置に小規模な住宅改修を伴うもの
		下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	